

千葉県救急業務高度化推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県救急業務高度化推進協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(協議会の目的)

第2条 県民の救命率向上を図るためには、メディカルコントロール体制の構築を核とした、消防機関と医療機関の緊密な連携が必要であることから、全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は、次の事項について協議する。

- (1) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関する事
- (2) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割の調整・決定に関する事
- (3) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関する事
- (4) その他、県内のプレホスピタル・ケアの向上に関する事
- (5) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する事
- (6) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事

(組織)

第4条 協議会は、別表第1の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

2 会長は、別表第1に掲げるもののほか、委員又は専門委員として適当と認めるものを知事に推薦することができる。

3 委員及び専門委員は、やむを得ない場合には代理者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 協議会は、必要に応じ、円滑な協議の推進に資するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、別表第2の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び幹事会は、必要に応じて、関係機関及び関係する学識のある者から意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県防災危機管理部消防課及び千葉県健康福祉部医療整備課とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年11月 6日から施行する。

この要綱は、平成16年 1月21日から施行する。

この要綱は、平成17年 3月16日から施行する。

この要綱は、平成17年10月24日から施行する。

この要綱は、平成19年 3月 9日から施行する。

この要綱は、平成20年12月 8日から施行する。

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 3月19日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条）

医療関係者	1名	千葉県医師会副会長
救急医療機関	15名	三次救急医療機関の長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあつては主たる救急医療機関の長
学識経験者	3名	
消防機関	1名	千葉県消防長会 会長
	4名	千葉県消防長会の推薦する者
県職員	1名	防災危機管理部長
	1名	健康福祉部 保健医療担当部長

別表第2（第5条第2項）

医療関係者	1名	千葉県医師会の推薦する者
救急医療機関	15名	三次救急医療機関の救命救急センター長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあつては主たる救急医療機関の救急医療責任者
地域メディカルコントロール協議会	10名以内	会長（会長が他の職を兼ねる場合は除く。）
	10名	事務局消防本部（局）の救急担当課長
県職員	1名	消防課 課長
	1名	医療整備課 課長